

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成15年度第9回総合規制改革会議 議 事 録

総合規制改革会議事務局

平成 15 年度 第 9 回総合規制改革会議議事次第

日時：平成 15 年 12 月 16 日（火） 10:00 ～11:10

場所：総合規制改革会議大会議室

1. 開 会
2. 答申案文審議
3. その他
4. 閉 会

平成 15 年度 第9回総合規制改革会議 議事録(非公式版)

1. 日時:平成 15 年 12 月 16 日(火)10:00～11:15
2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
3. 出席者:
(委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、奥谷禮子、清家篤、高原慶一郎、八田達夫、安居祥策、八代尚宏、米澤明憲の各委員
(事務局)小平政策統括官、河野審議官、福井審議官、浅野間審議官、宮川事務室長、中山事務室次長
4. 議事次第
(1)答申案文審議
(2)その他

5. 議事

○宮内議長 おはようございます。それでは定刻でございますので、ただいまから第9回総合規制改革会議を始めさせていただきます。

本日は、金子大臣を始め副大臣、政務官が御欠席でございますが、委員は 11 名の御出席が予定されております。

本日の議事内容といたしましては、前回に引き続きまして取りまとめが月末に控えております第3次答申の案文審議を行うということで、引き続きお時間をちょうだいいたしました。

本日の議事に入ります前に、私から一言、本会議の趣旨につきまして申し上げたいと思います。

前回の会議におきまして、案文審議を終えるに際しまして残された未調整の箇所については、基本的には私と議長代理及びそれぞれの主査の方々に御一任をいただくということでございましたが、この間の案文の調整状況を踏まえすと、取り分けアクションプラン分野の調整状況につきまして、改めて当会議を開きまして御報告させていただき、意見交換をしていただいた。そういう上で会議として案文を確定していくという手続きを更に踏む必要が望ましいと判断させていただきました。そういうことで、本日御足労をちょうだいしたということでございます。

それでは、本日の審議に入ります。本日の答申の案文審議につきましては前回の案文審議と同様、これを非公開とさせていただきます。会議資料も非公表といたしたいと存じます。答申を前に、マスコミ等にいろいろ漏れたり、その動きに巻き込まれますと支障も出てきますので、皆様方におかれましては資料の取扱いにも引き続き十分御注意をいただきますようお願い申し上げます。

本日の進行といたしましては、申し上げましたように本日開催の趣旨がアクションプラン分野の案文審議を特に念頭に置いたものでございます。したがって、私の方からアクションプランの調整状況につきまして御説明をさせていただき、これに対する質疑応答、意見交換を主に行いたいと存じます。

それでは、私からアクションプランにつきまして御説明を申し上げます。

まず既存の 12 事項につきましては、前回の会議で報告いたしました内容、前回の会議では特に高層住宅に関する抜本的な容積率の緩和、有料職業紹介事業に関する改革、この2つが一步前進した、合意したということを御報告申し上げましたが、その後は幼稚園、保育所の一元化のうち、一貫した総合施設の設置につきまして合意がなされました。お手元の答申案文のとおり、試行事業を 17 年度中に先行実施することで、総理の御発言でございます、17 年中にできるものはやる。幼保一元化もそれでやると、このような御発言を踏まえた内容であるということで、ほぼ合意いたしました。

なお、予算や法改正等の準備は並行して進め、18 年度には完全実施することも合意いたしました。

その他の点につきましては、残念ながら歩み寄りが今のところ見られないということで、今後の課題として我々の考えを書き残す形になると思われま。

なお、医薬品の一般小売店における販売の問題につきましては、実は本日厚生労働省が設置いたしました検討会のワーキンググループの品目選定作業の結果が発表される予定ということでございます。したがって、厚生労働省の結論を確認した上で、答申としてどのようにして取りまとめるか、御担当の鈴木代理とも御相談しながら決めさせていただくことにさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、当会議として納得のいくものでない限り、今後の課題として引き続き規制改革に取り組むことを書くことにならうかと存じます。

新規の5項目について申し上げます。

まず1番目、公共施設、サービスの民間開放、八代委員の担当でございます。これにつきましては、現在も国土交通省等との協議を継続中でございます。

2つ目の労災保険及び雇用保険事業の民間開放の促進、八代委員に御担当いただいております。現在も厚生労働省との協議を継続中でございます。労災保険の民間開放の検討につきましては、厚生労働省は可能性の検討でも合意できないという回答でございまして、我々といたしましては今後の課題として整理するという方向しか残されていないのではないかと考えられます。

3番目は、国際的な高度人材の移入促進、いわゆる日本版グリーンカードの創設等でございますが、安居委員に御担当いただいております。これにつきましては、法務省等と以下の内容で合意が成立いたしました。

1. 永住の許可、不許可事例の公開を平成15年度中に行うこと。
2. 永住許可要件について基準を明確化し、ガイドライン化すること。
3. ある分野で貢献のある外国人に対する永住許可要件である在留資格年数、現在5年以上でございますが、これを3年以上とすることについて、特区評価委員会の評価を踏まえて速やかに全国展開することの結論を得ること。

4. 現在最長3年とされている在留期間を5年に引き上げること。

以上の合意が成立しております。

4番目は、自動車検査制度等の抜本の見直しでございます。鈴木代理に御担当いただいております。これにつきまして、自家用乗用車の車検有効期間の具体的な延長年数の合意は得られておりません。国土交通省との間で合意いたしました点は、次のとおりでございます。

自家用乗用車のみでなく、自動車全般について、車検有効期間の延長を判断するための調査を平成16年度中に取りまとめ、その結果に基づき速やかに所要の措置を講ずる。以上のようなことで、半歩は動いたかなという感じでございます。

5番目でございます。借家制度の抜本の見直し、八田委員に御担当いただいております。これにつきましては前回八田委員から御報告がありましたとおり、閣議決定を前提とした部分については法務省との間で合意済みでございます。

今後の課題、この部分についての記載内容につきましては調整中ということでございます。

以上が新規5項目でございます。これらにつきまして、今後は一両日中にこの新規の部分及び既存の12項すべてにつきまして各省との協議を終了し、答申という形で確定させていきたいという状況でございます。アクションプランの各事項についても、もし補足がございましたら御担当の委員の方からお願いを申したいと存ずる次第でございます。アクションプランで、夏までに中間答申をいたしました部分に新たに5項目加えた部分につきまして、進捗状況は以上のとおりでございまして、我々会議といたしましてはまだこれから未確定の部分もございまして、十分満足できるという形にはならなかったわけでございますが、とはいえ一定の成果はあったという評価もできる部分は出てまいったということでございます。

したがって、恐らく答申のトーンといたしましては、合意を見て成果の上昇した部分につきましては、少しの成果であってもきちりと書き込んでいく。そして、閣議決定に持っていくということと同時に、我々の考え方につきまして、これが今後の活動につながる形ですっきりと書き込んでいくという形で進めていくということではなかろうかと、このように思う次第でございます。

私から御説明いたしますのは以上でございます。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、どうぞ御自由に御発言賜りたいと思います。

○八田委員 1つ確認なんですけれども、私が担当しました借家法のところについては局長にここまでいらしていただいて、そして本文の内容について合意したんですが、その後、今後の課題については全く合意する必要はないものだと私は了解してございまして、そこで我々の合意で漏れたこと、更にこうあってほしいというようなことを書くべきだと思ひまして書いた。

しかし、事実誤認があるとまずいので省に投げる。それで、事実誤認があったら御指摘願いたいと申し上げたら、法務省の方で、それは話になかったんじゃないか。そんなものが出るとは考えてもいなかったということで、大変強行にそれを載せることに対して異議を申し立ててきているんです。異議を申し立てているからといって別に何ができるわけではないと思うんですけれども、しかしこれは原則の問題ですから、あくまで事実誤認に関して御確認願っているんだという立場でお話をしているわけなんですけれども、ここでもし私のところで、ではというので妥協したら、それこそほかのところも全部崩れてしまうのでできないと思いますので、

そこの確認だけさせていただきたいと思います。

これは向こうに対して、こういう性格のものでありますから局長とのお話のときには一切出ませんでした、それはそういうものですよというふうに言ってよろしいわけですね。

○鈴木議長代理 その点は去年も議論になって、あくまでも基本的認識だとか、あるいはそれに付け足して今後に対する希望や問題についてはあくまでも総合規制改革会議の考え方であるということであって、合意を必要とする問題ではない。

ただし、事実について照会して、間違っていたらその事実は正しておくべきであるということですから、去年も私は合意という問題にはいたしませんでしたし、今年もやっておりますけれども、そこは我々の認識である。要するに、合意を必要とするのは閣議決定になる具体的措置事項だけであるということ、去年も一昨年もそうしておりますから、法務省は不慣れなのか、あるいはそういうものがたまたまなかったのか、そうであるにすぎません。

○宮内議長 答申の組み立てといたしまして、あるテーマについて当会議としてはこういう問題意識を持っている。言うならば、規制改革をこういう問題意識で進めたいと思っている。そして2番目に、そのうち動かすことができたのはこれだけですよということで具体的施策が書かれる。そうすると、残りの部分が今後の課題ということになりますから、具体的施策のところ合意を取っていただいて、これは政府の施策に落とし込んでいただく。これが一番言うならば動いた部分です。

しかし、問題意識から見ると残っている部分はしっかりと我々としては書き込んでおきたい。しかし、これについてはまさに合意をしていただけないわけですから、八田さんがおっしゃったように事実でないことを書いたのではいけませんから、事実誤認のない形で書き込んで、私の感じといたしましてはそれがこの会議の最後の日まで、あるいは次の組織に問題意識として引き継がれるということで目的が達するんだというふうに思っております。鈴木さんのおっしゃったとおりでございます。

○米澤委員 ちょっと遅れてきたので状況はわかっていないんですけども、今はアクションプランのところだけの議論ですね。

○宮内議長 後でアクションプラン以外のところも御意見等をお伺いしたいと思います。○米澤委員 これはアクションプランのことだと思っておりますけれども、清家先生の少数意見というものが出ていますが、メールでは私は意見を述べさせていただいたんですけども、基本的に労災の民営化という話で、私は全く素人ですが、直観的にやはり最後のセーフティネットという意味合いが強いというふうに感じます。あるいはいろいろな方といいますが、普通の人の印象はそういうところがあるんじゃないかと思って、これは少数意見となっていますけれども、清家先生の御意見に強くというか、それほどのことではないんですけども、賛成といいますが、民営化というのは余り規制改革委員会自身のイメージとして得策ではないんじゃないか。

労災というのはきっといろいろなことがあるんでしょうし、雇用保険の問題、それから事業者の方もいろいろな御意見がおありで、その辺も私は全くわかっていないのでそれほど専門的に申し上げる立場にはないんですけども、今、申し上げましたように一般的に非常にイメージとしてこの規制改革委員会を何となく暗いイメージにするというか、外から見て何でも民営化ということは私も申し上げませんが、労災というのは割とシビアな問題じゃないかと感じますので、これを先生の答申の中でどんな形で書き込まれるのか、興味があるというか、ちゃんとした方がいいんじゃないかと、私は2つ目の少数意見として申し上げておきたいと思っております。

○清家委員 私が今、発言しようと思っております、早速サポートいただきましてありがとうございます。

では、労災保険の問題について私の意見をもう一度申し上げさせていただきたいと思っております。先般、皆様方にメモをお送りいたしましたので、今ここで余り長くは繰り返しませんけれども、私はこの労災保険の民間開放について検討するということは、当規制改革会議の見識を示すものにはならないと思っておりますので、この項目については削除させていただきたいと思っております。

労災保険の検討が必要なことについては、民間開放以外のところについてはここで見識が示されているとおりでと思います。適用の徹底をもっと行わなければいけないということだとか、あるいはやはりリスクの高いところと低いところの間の保険料率が必ずしも適切に設定されていないで、内部移転が行われている部分を見直すというようなことは必要だろうと思っております。

ただ、民間の開放によって加入の担保あるいは給付の担保、それから今、支給されている年金等といった補償機能が低下することは間違いないと思っております。そういう意味で、これは今までも私が申し上げてきたことで、必ずしもこの規制改革会議の多数意見かどうかはわかりませんが、私は規制の緩和というのは特に雇用のところに限って言えば、事前の規制の緩和と事後チェックの強化あるいはセーフティネットの

強化というのは一体でないと思っております。

そういう意味で、この同一の答申の中で整合性を持たせる必要がある。事後的なチェックとかセーフティネットが予算等の関係で必ずしも事前規制の緩和に迫いつくように行われたいというのはある程度はやむを得ないとしても、やはり今あるセーフティネットを弱体化させる可能性があるような答申というのが一つの答申の中にあるというのは、やはり私としては看過できないと思います。

特にこの労災保険は自賠責保険のアナロジーで冒頭から出てきているわけですが、労災事故というのは公道上で起きる交通事故と違ひまして、一般的には事業所の中で起きるわけです。したがって、その中に立ち入り調査をしながら事故の認定をしていくといったようなことで、公道上でだれもが立ち入れるのか、行えるようなところで警察が行う証拠検分等とは違うと思いますし、また保険は雇主が加入しているわけですが、労災の事故の場合には特に雇主に事故責任が発生したりすることがありますので、どちらかと言うと保険に加入している雇主と労働者の間の話になりますので、両者が保険に加入している自動車事故等とは少し違ってきます。

それから、自動車事故と労災事故で一番違うのは、自動車事故の場合にはゼロと100ということもありますけれども、通常は両者の責任等を案分して補償金等が支払われるわけですが、労災の場合には労災と認定されれば100%労災保険で補償が行われ、そうでなければ全く行われたいという種類の保険ですので、この自賠責保険とのアナロジーで冒頭から語られるということには労働の問題を勉強してきた者としては強い違和感を思います。これ以上は余り申しませんが、余り講義調になってしまつてはあれなんです、労災保険というのは御承知のとおり19世紀の末にドイツで社会保険制度として始まつたわけですが、その後、フランスとかイギリスではまさに今ここで提案されているような雇主に補償責任を課しながら民間の保険に加入するというようなシステムで前世紀、19世紀の終わりから20世紀の初めにかけて次々と発足しているわけですが、その後、それでは労働者に対する補償が従前に行われたいということがわかつてきた結果、いずれも20世紀の半ばぐらいには社会保険制度に転換してきているわけですね。

ですから、そもそもそういう試行錯誤を経て今、多くの国々が、労災保険は社会保険制度でやっている。アメリカでは確かに民間の保険があるわけですが、これも御承知かと思いますが、アメリカでも20世紀の初めぐらいからいわゆるエンプロイヤーズ・ライアビリティー・インシュアランスというような形でこの労災保険制度が始まつて、当初はやはり民間の保険だけに依拠していたわけですが、それではリスクの高い産業等に従事する人々への補償が十全に行われたいというので、ステートファンドというような各州の公的な労災保険システムができて、それによって補完されているところが多くなつてきているわけです。

それで、現在はアメリカの制度の場合には大きく分けるとステートファンドだけによつていて、いわゆるエクスクルージブというシステムによつていて州と、両者が併用されているコンペティティブというシステムと、それからテキサスだつたと思いますけれども、少数の州で民間の保険だけになっているところもありますけれども、そういったものを例外とすれば先進国がどこでもこの労災保険というものを最終的には社会保険化してきたという経緯を考えたときに、この問題をまた改めて検討するということが当会議の見識を示すものになるとは私は思えないので、できればこの項目については削除していただきたいと思つています。

それについてまず御検討いただきたいということと、もし皆様方の多数意見が私と違ふということであれば、それはもちろんルールに従つてそれに従いますが、その場合には今日お配りしたような少数意見をその項目のところに入れていただきたいと考えています。2つのことを同時にお願ひしておりますので、1つずつお願ひすべきかもしれませんが、よろしく御検討いただきたいと思つています。

○八代委員 まず最初に簡単な事実確認として、いただいた清家先生のメモでは労災保険民営化は云々と書いてあるんですが、今、口答で労災保険の民間開放の検討というタイトルに沿つた形で言つていただいているんですが、その口答の方が御意見だということによろしいですね。

○清家委員 失礼いたしました。労災保険の民間開放という要望です。

○八代委員 その検討ですね。それは民営化という言葉は一切、今は使つておりませんので、そこはそういうことです。

それから今、清家委員のおっしゃつた点については、実は少なくともこれを書いた責任者として私は全く同意見でありまして、そういうセーフティネットを後退させるような形の民間開放というのは断じて廃止しなければいけない。これはアクションプランの答申の31ページの2番目のパラに、今まさにおっしゃつたようにセーフティネットの整備と事前規制の緩和とは一体的にやらなければいけないということを書いた上で、今、言われたみたいに現在の労災保険は長い間ほとんど議論をされていませんので、これができたのは22年ではありますが、それ以来、基本的には問題すら議論されなかつた。

そういう意味でいろいろな問題があるということ述べた上で、最後の今、御指摘の今後の課題というところ、厚生労働省とはこの点は合意できませんでしたので、民間開放の検討というのは今後の課題になっておりますが、そのときには決してアメリカの一部の州でやっているような民間に完全に丸投げするような仕組みではなくて、あくまでも厚生労働省と民間とが適正な役割分担を果たす。

例えば、そういう認定基準とか労災の概念みたいなものは厚生労働省が決めて、それに従って損害保険業務を純粹にやっていくというようなイメージであります。それで、そのメリットはどこかという、貴重な公務員をそういう保険業務ではなくて、本来の労災防止の事業に専念させるということで、むしろより多くの労災事故が防げるのではないかと、あくまでも労働者保護の立場からこういうことができるのではないだろうか。

本当にそういうことができるかどうかは今後検討してもらわなければわからないわけで、最初に民営化とか民間開放ありきではなくて、あくまでもこういう視点から検討していただければどうでしょうかという問題提起をしているわけでありまして。こういう問題提起は別に労災だけではなくて、あらゆる官製事業について官製市場ワーキンググループではこれまでやってきたわけでありまして、今おっしゃったように検討するまでもなく、これは歴史的に見ても海外の例を見ても当然であるという認識を持っていない。そこだけが唯一、違う点だということでございます。

ですから、そういう意味で検討の必要性があるかないかについてあくまでも意見が違つかどうかいうことを確認した上で、こちらの趣旨だけを今、御説明させていただきます。あくまでも会議でほかの委員の方に御検討いただければと思います。

○清家委員 一言だけ、八代先生ともともとそんなにこの問題で意見の隔たりがないということは私もそのように感じております。また、先ほど申しましたように労災保険について検討の必要がないということをお願いしているわけではなくて、労災保険についてはさまざまに検討する必要があると考えております。

ただ、この労災保険制度そのものを国が責任を持ってやるということは先ほど申しましたように、一般的にはこの労働の事前規制を緩和する一方で、国が責任を持って事後的なセーフティネットを担保するという観点から、私は多くの人々がそれを仮に民間に開放される、あるいは民営化という言葉は使いませんけれども、民間に開放するというような話を聞いたときに、非常に強い不信感、あるいは不安感を持つことは間違いないと思います。また、それは単に不安感だけではなくて、そこは歴史認識等の違いがあるかもしれないけれども、今までのさまざまな歴史等を見れば、あるいは現在の適用の実態等を見れば、不当な不安であるとか、あるいは不信であるというふうには思いません。

もちろん、どんな問題についても検討の可能性というのは残されていると思います。あらゆるものについて、今は完全なものでも常に見直すという必要はあるわけですが、そうであればあらゆるものはすべて日々見直すということになりまして、この規制改革会議で見直しを見識としてお願いするというものは、そういう見直しをすることが相当意味があるということについて、あるいは今、緊急性があるということについて提言しているわけだと思っておりますので、そのロジックから言って確かにどんなものについても検討の余地がないということはないんじゃないかというのはおっしゃるとおりかと思っておりますけれども、今このところで労災保険の検討は大変結構なんです、その中に民間開放というものを入れる。民間開放というのは一般的には保険そのものを民営化するというふうには受け取られませんが、事実そういう部分があるかと思っておりますので、それについて私は適切ではないし、また見識を示すことにはならないのではないかと考えております。ただそれだけです。

○奥谷委員 それに関連してなんですけれども、基本的に今の社会保険庁にしても労働基準監督署にしても、こういった未加入の雇用保険でも社会保険でも労災でも、そういう摘発がなかなか人数が足りなくてできないといった詭弁を使うわけですね。そういったことも踏まえてセーフティネットで労働者保護というふうになれば、民と官が協調してそういった労働者保護に協力的にうまく機能を分担してやろうとなれば、もっとうまい形での労働者保護のセーフティネットが組めるんじゃないか。私はそういうイメージで労災の民間開放という意味合いにとらえていました。

要するに、故意に加入手続きを怠っているとここに書いていますけれども、故意ではなかったという言葉を使いますと、それですべて無罪放免になってしまうんですね。10年、20年かけていなくても、故意ではなかった、知らなかったというだけで、それでペナルティも何もない。まともに社会保険なり何なりを払っている企業と、10年、20年払わないでそのまままきまきしている企業の不公平感をなくすということもありますし、その労働者保護ということもありますし、そういうことに対して社会保険庁も労働基準監督署もかなり積極的にそれをどう撲滅したらいいのかという案は何も持っていない。仕方がないというような言葉しか返ってこな

い。

ですから、例えば必ず登録番号を交付するとか、労災も社会保険も雇用保険も必ず登録番号を、派遣であれば派遣の登録番号がなければ募集の広告も打てないわけですから、社会保険完備というような求人広告を打つ場合にちゃんと保険の交付番号といいますか、もらった番号をきちんと載せるとか、そういった仕組みをつくらないと、今のような状況ですと、払わない企業が得をして、まともに払っている企業は損をするというような不公平感というのは、よほど行政側が本気になって取り締まっていく態度がなければずっとこの状態は続いていくと思います。ですから、その意味で民と官がどうやってうまくセーフティネットをつくっていくかということを中心に検討していくというのが一つの方策ではないかと私は思ったんです。

○鈴木議長代理 清家先生のお話も理解できるんですけども、昨年官製市場というものを私は担当しまして2つの原則を掲げたんです。1つは何かというと、いわゆる民間でできることに対しては官は立ち入ってはならない。それまでは、民間ができることは民間にというのが第3次行革新の方針だったんです。それともう一つは、国家権力に由来するものはすべて公務員が行わなければならないのか。この2つの問題を取り上げて、六十数業種についてのヒアリングを行い、うち19業種についてその視点から考えた提言を行っているわけです。

ですから、当委員会の認識としては今、言ったような基本的なスタンスに立って、民間でできることは民間にやらせる。そして、さっき奥谷委員も言われましたけれども、官民協調して民間委託だとか、あるいは最も進んだものとしては民間民営化というものもありますけれども、それが我々の基本認識ではないかと思うわけです。

清家先生は中段のところで、民間に任せるといろいろなことが起こるぞということをおっしゃいますけれども、これは一種の言葉は悪いですが、民間性悪説で、これまでの支配的な議論ではあった。しかし、そうでしょうかということをおっしゃることは我々は去年以来聞いてやってくるわけですから、自賠償が何とかという問題、あるいはその中身についてその熟度はどうかということもありますけれども、要するに事後チェックというものを一層強化していく。これは当然のことですね。

その事後チェックの強化というのは、民でやるとだめだ。無用の不安を抱かせる。官であるならば安全だというふうには清家先生はお考えではないと思いますけれども、もしそういうお考えであるならば、そのところは当会議の基本的な認識の問題でございますから御理解をいただきたいと思うわけです。

○清家委員 もちろん私は民にやらせると何でも危険だとか、そんなことは毛頭思っておりません。民間がやった方がむしろいいものもあるし、そうでないものもあるというのは鈴木委員が言われるとおりでと思います。

ただ、繰り返しになりますけれども、労災保険については既にさまざまな歴史的な試行錯誤もあり、あるいは現在の適用状況等も考えますと、先ほど言ったような理由でこの保険を民間保険にするというのはセーフティネット性が弱まるというふうには私は考えているということございまして、一般的に民がやると危なくなるというようなことは考えているわけではございません。

○鈴木議長代理 それは労災保険に限っての過渡的な問題だというふうにおっしゃるわけですか。

○清家委員 ほかのことはわかりませんが、労災保険については既に今いろいろ民間の保険で始まって社会保険化したというような先進諸国のこれまでの事例ですね。要するに、歴史的な経緯等を考えると、民間にこの保険をゆだねるとことは適切でないと私は考えているということです。

ですから、ほかのことは何も申し上げておりません。労災保険の民間開放についてだけで、ほかのことは私は勉強したわけではありませんから、要するに自分の知っている範囲のことについてはいろいろ言えるけれども、知らないことについてはもちろんわからない。ただ、知っていることについて、こういう話が出てきたときに何も言わないというのは専門家として無責任だと思いますので。

○鈴木議長代理 わかりますが、ほかの事柄でも幾つか、さっき言いましたように60の問題をとらえて、私も去年ハローワークの民間委託ということで、民営化という言葉も奥谷委員からしりをたたかれましたけれども、それはとりやめて委託ということでやりました。それで、さっき言いましたように十幾つやって幾つかそういう問題を経ていますけれども、いずれもやはりそこなんです。民間危うしという話が出てくるけれども、そういう民間と官の間であっては今後困るということで、そのところから直していきたいということですから、やはり清家先生はワンオブであるならば、それが関心事だとおっしゃるのでしたら、並べてみればいわゆる官製市場の民間開放というのは一つのトレンドであって、今後日本にとるべき道の中の一つで、そのほかに幾つもあるって、それは皆、納得しているものも、また納得していないものもありますけれども、そういうものの中で溶け込ませて御理解をいただくというわけにはいかないんですか。

○清家委員 何度も言いますけれども、私は別に民間危うしとか、そういう意見を持っているわけではなくて、官にできることは官にというのはほとんど定義ですから、民にできることは民にというのは、それはそれでいいと思います。要するに、それはどういうことかという、民にできることは民にというのは、すべてのことを民にと言っているのではなくて、民にできないことは官がやるという意味ですね。全部を民にやるというのは政策ではないわけですから、そういう中でたまたま私が比較的専門家として勉強した範囲の中には、民にやってもらいよりは官がやった方がいい分野もあるというだけの話で、私は決して民は危険だとか、そういうような話は全然思ってもおりませんし、そこに書いているわけでもないです。その辺だけは誤解のないようにしていただきたいと思います。

○八田委員 この分野は清家さんも八代さんも専門家でいらっしゃるわけなので、お2人のどちらかが反対されることを私は元来、当委員会の正式なものとして入れるべきではないと思います。だから、最後にどちらかが納得しないという事態はやはり避けるべきだと思うんです。

その上で先ほどのお話を伺っているとものすごく近いと、お2人は近いんじゃないかと思うんです。それで、結局八代さんがおっしゃったのは、民営化などということは考えていない。それで、まるまる全部民営化するというのももちろん検討の一つの候補としてはあり得るかもしれないけれども、それを検討してくれと言っているわけではない。それで、清家さんはそれならばわからないわけではないが、実際問題として民間開放と言ったら、世間はこれは民営化ととる。だから、この言葉は使うべきでないというふうにおっしゃっているように聞こえました。

そうすると、これを見ますと、やはり民間開放という言葉の定義がないんですね。少なくとも、これが即全面民営化を意味しているわけでは必ずしもないというふうにも書いていない。そこで、これは私の思い付きですけれども、労災保険の民間開放の検討という代わりに、労災保険の一部民間委託の検討というふうに言えば、最初から全面民営化を意味していないということが明確になるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。それで全部書き直してしまうということにすれば、少なくとも民間開放という言葉が引き起こすかもしれない誤解は避けることはできるんじゃないかと思うんですが。

○八代委員 今、八代さんの言われたことは、民間開放という言葉、例えばここで使っているもので言えば、民間への業務委託ということか。

○八田委員 あるいは一部民間委託を検討する。少なくとも第一歩として一部だけ検討するということにすればどうか。私の印象では、これは正しい理解かどうか知りませんが、清家さんがおっしゃっているのは全部民営化してしまうということに反対だと。諸外国にも一部やっているようなところは幾らでもあるわけだから、それを最初から全部民営化するというところだけを検討するのは反対だけれども、一部ならばいいんじゃないかという印象を受けたということです。

○清家委員 2点あるんですけれども、確かに民間開放、民間への業務委託の可能性の定義があいまいだということはあると思います。

ただ、先ほど申しましたように、労災保険の民間開放の検討の最初のところに自動車損害賠償責任保険等、多くの共通点を有しているということが書かれていますので、冒頭にこれが書かれているということは、これは誤解だったら申し訳ございませんけれども、労災保険を自賠責保険のような形で雇主に加入を義務付けて民間保険に加入するというにすればいいのではないかと考えられるかなと思いました。

それから、私はもちろん世界じゅうのことを知っているわけではありませんけれども、少なくとも私が勉強した限りでは、私は労災保険の専門家ではありませんから労働経済学者として一般的な知識を知っているというだけですが、これを民間に委託している一部あるいは民間に民営化しているというのは先ほどちょっと申しましたように、アメリカの一部の州でいわゆるコンペティティブというふうになっている、両者併用というふうになっているケースに限られるわけですし、ほかの国に幾らでもあるということは少なくとも先進国に限ってみると、この労災保険というのはやはり民間保険加入型から社会保険型に変わってきていて今、民間保険との併用、それからもちろん実は民間保険だけやっているというのはアメリカでもテキサス州とかあるわけですから、アメリカの一部の州になっているというのが実態だと思います。

それで、八田先生からとてもありがたいお言葉をいただいたと思いますが、ただ、八田先生も御承知のとおり、専門家でも意見が分かれることは幾らでもあるので、余り私も八代先生が御自分の御主張をいろいろ曲げて修文されたりするというのは本意ではございません。規制改革会議というのは何も皆が一つの意見を持っているわけではなくて、それぞれ違う意見を持った有識者が議論をしているわけですから、そういう面ですら今まで例えば少数意見のようなものが付いてこなかったというのは不思議な部分もありますので、私は八代委員の御意見は賛成はできませんけれども、それはそれとして皆さんが賛成されれば尊重いたします

ので、私の意見をそこに付記していただければそれで構わないと思っております。

○八代委員 答申は別に個人論文ではないので、私は別に幾らでも調整するのは全く不本意ではないわけで、それぞれ意見は違うんですけども、できれば共通項で答申を書く必要があるのではないかと。

ですから、今、八田さんの言われたように、民間開放というものを一部民間開放にする、あるいは清家委員のおっしゃったように自賠償が冒頭にあるのはいかがなものかということであれば、これについては修正することは十分可能である。それから、実は日本でも労災の民間保険というのは既にあるわけで、これは公的な労災保険の上乗せ給付として、そういう意味ではアメリカと違うかもしれませんが、コンペティティブな面も定義次第であります、あるわけです。

そういう意味では繰り返し言いますが、それほど清家さんの言っていることと違わない。私は十分妥協できる範囲なので、是非できれば清家さんの修文の提案をいただいて、これは変える余地があれば変えたいと思っております。

○鈴木議長代理 清家先生に御理解いただきたいんですけども、普通の審議会でA案、B案、C案と出して、はいさようならというのがよくありますね。だけど、この審議会というのは歴史的にこれで9年目になるんですけども、そうではなくて闘う相手として省庁、業界というものがあって、それに対してメンバーが一致団結してこれに当たっていくという伝統がある。したがって、いろいろな意見があってもそれはすり合わせて一つの意見として相手に向かっていくというのがこれまでであった。

それに対しては御異論はあるのかもしれませんが、だから、私は少数意見を付けて云々という問題ではなく、我々が他の省庁に対してどういうふうに当たっていくのかについて心を統一する。不可能だとは、さっきからお話を聞いていると思えない。思えないんだったら統一して一つのまとまった意見として物を言う。敵と言っては言葉は悪いですけども、闘う相手は各省庁であって、内部ではないということをお理解いただけないでしょうか。○清家委員 その点は全く理解できません。9年間の歴史とおっしゃいましたけれども、私は3年前に参加したのでその前の歴史はもちろん踏まえていませんが、私はこの会議は別に運動体でもなければ敵と闘うボードでもないと思っています。私は少なくともこの席には専門家としてその知見を述べるために来ていて、そしてこの会議は別に官庁と闘うための会議ではなくて、国のために必要と考えられる規制緩和があれば、それは専門家として意見を述べるということであると思っております。

それから、なお申し上げたいのは、業界の間の利害の対立とか、そういうようなものですね。大体、規制緩和というのは基本的には特に官庁との問題ということもありますけれども、多くの場合は民間の業界同士の利害対立の問題もあるわけですから、それは本来こういう会議で決めるべきではなくて、政治家が選挙で雌雄を決するべき問題です。つまり、政治家が本来政治決定すべきものを、何ら選挙で選ばれたわけでもない我々がこちらとこちらというふうに分けたりするのは、それはちょっとやり過ぎだと思います。我々はあくまでも専門家としての知見をここで申し述べ、必要であれば答申にしていくというふうには理解してこれに参加しておりますので、そうでない一致団結しない人間は困ると言われれば、それは私の考えているこの会議の特性とは違う。私は少なくともこの会議は運動体だと思っております。

○鈴木議長代理 私の癖です、学者ではありませんから、用語法において不適切だったら、それは変えます。

しかし、それは清家先生もそうなんだけれども、闘うという言葉は悪いが、各省庁がいろいろ反対することに対して、主査自らが各省庁を説得してこの方向がいいではないかということは私もずっと全部やってきました。それは清家先生もおやりだと思います。ここは各省庁の話を聞いて調整しているだけ、あるいは学問的意見を出しているだけのお仕事をおやりになっていたのか、そこはどうなんですか。

○清家委員 各省庁との折衝はもちろんやることは知りませんでしたけれども、やっております。知らないで参加したということは事実ですけども、責任を任された以上は各省庁との折衝はしております。

しかし、それは別に役所との闘いではない。

○鈴木議長代理 闘いという言葉は取り消しました。やめてください。各省庁との熱心な討議というふう言い換えます。

○清家委員 それはしています。だけど、それは別に運動体ではないわけではなくて、客観的な議論を闘わせているだけですから、こちらが何か運動体として役所に一致団結して対峙されているというふうにおっしゃいましたから、我々は一人ひとり違う意見を持っているわけですし、少数意見があっても全然構わないというか、それが当然ですから、それがあたかも会議が皆、一体となって、しかも会議が一丸となってどこかに当たっていなければならないというのは、少なくとも私が考えているこの会議の姿とは違うということをおし上げたわけです。

○鈴木議長代理 そうなったら考え方の違いだと言うしかありませんね。要するに、そういうものではない珍しい一つの存在であったということは歴史的事実であるし、多分清家先生以外の主査は皆そのつもりで語っているのが全体の仕組みであるということは否定できない問題です。そのことだけを申し上げます。

○清家委員 主査はわかりませんが、私が担当しているワーキンググループの名誉のために申し上げますと、私どもがやっている雇用のワーキンググループではかなり3年前に比べれば規制の緩和は進んでいると思います。それは合理的な理由に基づく規制の緩和です。厚生労働省ももちろん当初はいろいろな議論がありましたけれども、最終的にはお認めになった部分で、それについては皆さん、私も含めて熱心に規制の改革を進めてきた。しかし、それは何も一方的な緩和を押しつけるということではないと思います。

ですから、確かにこれは価値観の違いかもしれませんが議論してもしょうがありませんけれども、私は少なくともこの会議においては専門家として、ほかの部門はわかりませんが、雇用については労働市場の環境変化に応じて現在の規制が必ずしも労働者のためになっていない部分があるとしたら、それは変えた方がいいのではないかと提案を厚生労働省に対して行い、当初はそれはなかなか難しいというふうにおっしゃっていた部分についても納得していただいた部分については相当進んだ。これはもちろん世の評価に問われなければいけませんけれども、思っています。

○鈴木議長代理 おっしゃることを聞いてみると、我々と同じ事柄をおやりいただいているようですが。

○清家委員 しかし、私は少なくとも運動をしているとは思っていません。

○鈴木議長代理 運動というのは何でしょう。要するに、そういうふうに話をして、そして理論的にそちら側の方にいった方がいい、または国のためにもそちらの方にいった方がいいということをよく話し合って納得を得た上でその方向に進めていく。これが私どもの作業ですね。

○清家委員 私どもの中で意見が皆、一致している必要というか、していたらおかしいわけで、意見は必ず同じにならなければいけないとしたら、これは私は強く抵抗したいと思います。皆が同じ意見にならなければいけないというのはとんでもない話だと思います。○奥谷委員 規制改革会議という意味合いからしたら、普通の審議会と同じになってしまうんじゃないですか。総合規制改革会議というのは規制を外すために集まって、それで各省庁と規制をどう外していくかという激論というか、交渉をして、それで外していくわけですから、それがあんな意見もある、こんな意見もあると言ったら主査としてはそんなことはやれなくなってしまうんじゃないですか。

○清家委員 わかりました。責任のない方にそんなことを言っても申し訳ないのであれですけども、1つだけ申し上げますと、私はこの委員を委嘱されたときに、何でも規制緩和というのは反対ですと申しあげました。そのときは、これは規制緩和会議ではなくて規制改革会議なんだ、規制のあるべき姿について検討する会議ですから是非御参加くださいと言われて参加したんです。私もそのつもりで今まで議論をしています。

ですから、何でも規制を取りはがす運動をやるための会議だとしたら、最初から参加していません。

○宮内議長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

○八代委員 確認だけなんですけど、清家さんのおっしゃることは全くそのとおりなんですけど、ただ、そういうときの少数意見というの何か根本的な対立があるときには私も少数意見を出すかもしれないんですが、繰り返し言いますが、この問題について検討する価値があるかないかということで、それはおっしゃったように全面自由化については検討する価値はない。それはある意味でそれほど意見が違わないので、例えば八田さんがおっしゃったような全面開放ではないという形の修文であるとか、あるいは自賠償とのアナロジーは望ましくないからそれを外すというような修文というのは十分受け入れられる余地があるわけで、それについてももう少し議論する価値はないんでしょうかという最後の御質問ですが。

○清家委員 これは要するにメリットとデメリットの勘案ですけども、先ほど申しあげましたように何事にも検討する余地というのは必ずあるわけです。けれども、この労災保険について民間への開放とか委託というものを検討するということを長期的な検討課題としてここに載せることのメリットとデメリットですね。そして、私はやはりデメリットの方が大きいというふうに考えているということです。

それで、別にその点について繰り返し不満を申し上げるつもりはありませんけれども、私はこれまで3年間何度もこの会議で、やはり規制の事前緩和はできるだけ進めるべきだけれども、事後的なチェックとか、あるいはセーフティネットの整備はもっと一方で強く行っていくべきだということを申し上げてきましたが、これまで残念ながら必ずしもその点についてはここで十分に議論されてこなかったわけです。もちろん我々のワーキンググループで年齢制限の撤廃をお願いするとか、そういったようなことについて議論をしたりはしてきておりますけれども、そういう中でやはり多くの人々が、例えば雇用の問題についても一方的に事前の規制

が緩和されるだけで事後的なセーフティネット制が弱まるのではないかということについて不信ないしは不安を抱いているわけです。そういうときに、更にわざわざそういう不信感や不安感を増幅させるような文言を入れるということが会議の見識になるというふうには私は残念ながら思えない。

繰り返しになって恐縮ですが、そう思っておりますので、その辺については確かに考え方の違いは大きいと思いますから、もしそこまで同じだと、あるいは例えば一部の民間委託でもいいというのであればどうしてこの項目全体を削除されないのかと思います。

○八代委員 認めてはいただけないかもしれませんが、こういう民間委託をすることによって我々はむしろ事後チェック機能を強化するんだというふうに考えているからこそ入れているんです。ですから、仮に清家委員がこういう少数意見を書かれますと、我々の答申の趣旨がむしろ誤解されて伝わるんです。それを恐れているわけです。

繰り返し言いますが、決して私も清家さんと同じように事前規制緩和と事後チェック機能の強化というのとは一体である。規制改革であるというふうに考えておりますし、事後チェック機能を強化する手段として、すべて官がやるのが強化することにつながるんじゃないか。公務員の数は限られていますから、公務員と民間との適切な役割分担ということができれば、むしろ事後チェック機能の強化ができるのではないかということを検討する価値は十分にあるということであって、そこは事後チェック機能の強化という点についても私は同じわけで、その手段の評価が違うわけなんです。

ですから、もし少数意見をどうしても書かれるのであれば、それはいいんですが、それは先ほどから言っておられるようにこういう書き方ではなくて、つまり民営化について検討することがむしろ効果的ではないんだという形で、決してこれは事後チェック機能の弱体化をねらった答申ではないということを御理解いただきたいと思うんです。手段が効果的かどうかについては判断は当然あるかと思いますが。

○清家委員 わかりました。それでは、少数意見の文案についてはまた後ほど提出させていただきたいと思います。

○鈴木議長代理 これは書かなくても清家先生はそういうふうにはペーパーを出されたということは、あるいは今日の会議というのは議事録にきちんと載る問題なんです。ですから、八代主査が基本的な責任を持つ問題だろうけれども、その中で清家先生が十二分に御自分のお考えを表明したということは世間に周知になる問題なんです。それではいけないんですか。

○清家委員 これはもちろん責任の所在を明らかにするというのも大切ですが、先ほど言いましたように報告書全体として整合性を欠くというふうには私は考えていますので、もしこれがなくてそのままの報告書を私が認めて、その最後に規制改革会議の委員として名を連ねると、やはり自分がコンシステントでないと考えているものについて署名したというか、名前を連ねたということになるので、できれば少数意見を入れていただいた方がいいと思います。

○鈴木議長代理 今後の問題もありますけれども、いろいろさっき言ったような形で各省庁とある意味においては解明的なところとは限りません。むしろ最も非解明的なものが多くそろっているところが多いわけですから、それはそれなりにいろいろな形で促進をしていくのが今後の会議の使命でもある。

そういうことから言いますと、やはり今、言ったような少数意見というものを一つひとつ載せていては、これは学問の世界で物を言いません。民間のビジネスの世界で言ったら勝負にはならないという、今後に対する影響が私はちょっと心配なものですから、今、言ったようなお考えは議事録にきちんと載るということで、これは当然そうなるわけですから、そういうことで御理解いただいた方が後顧に憂いを残さない。そこを私は心配しています。

○清家委員 私は当初のあれとまた少し変わってきたかもしれませんが、先ほど鈴木委員がおっしゃったことで、なお意を強くしたんですが、この規制改革会議の答申が出ますと、最終的には議事録まで見る人はそんなにいないわけですから、その答申は規制改革会議のメンバーが心一つにして皆が同じように賛成したものだというふうにとられると思います。そういう答申案がいいのか、それとも会議のメンバーの中には当然異なった意見があるわけですから、最終的に調整がつかなかった部分についてはそういう意見を正直に載せる答申案がいいのかと言えば、私は後者の方がフェアなものだと思います。

ただ、これは鈴木委員と多分価値観が違う部分なのかもしれません。

○鈴木議長代理 価値観云々という議論はしませんけれども、見ないと言ったら答申だって見ない話であって、そこまで議事録は読まないとおっしゃるんだったら、答申だって全部読む人はいるかという話で。

○清家委員 議事録と答申というのは性格は違うと思います。議事録だけでいいのであれば、答申は出さなくてもいいわけですね。議事録と答申とどこが違うかというと、答申は責任のある文章として、もちろん議

事録も私も発言を持って言っていますけれども、責任のある文章として委員が全員、名を連ねて答申として出すものですから、議事録と答申のウェイトは違うし、議事録と答申を見る人の数が違うのは当然だし、そうでなければ困ると思います。議事録を見ない人はたくさんいても、答申を多くの人に読んでもらうということの方がやはり筋なのではないでしょうか。ですから、議事録を見ない人は答申も見ないというのはちょっと違うかと思います。

○鈴木議長代理 いずれもオープンになっているという問題です。これ以上言いません。○宮内議長 ただいまの点につきましては議論も出尽くしたかと思えますけれども、未調整ということで引き続き先般、御一任いただきましたが、議長代理と主査と私とに調整をお任せいただくということで、最終案を来週までにつくらせていただくという形で引き取らせていただいてよろしゅうございましょうか。鋭意努力をさせていただきます。

アクションプラン以外につきましてお気づきの点、あるいは御報告いただく点がございましたらどうぞ。特にございませんでしょうか。

それでは、ただいまの件も含めまして、医薬品の問題も今日以降に書き込まないといけないということでございます。労災保険につきましては合意が取れていない段階での意見の調整ということでございますので、何らかの妥協的な文章ができれば大変ありがたいと思うわけでありまして、医薬品の問題につきましてはどこまで取れるかということで、答申の内容に入る問題でございますので、これらを含めまして来週までに調整をさせていただき、調整が終了いたしましたものから速やかに事務局から各委員の皆様方に御連絡をさせていただくという形をとらせていただきたいと思います。

なお、今後のスケジュールにつきましては来週 22 日月曜日午後3時から本会議を開催いたしまして、会議としての答申を決定したいと考えております。その後、総理のお時間をいただいて答申をお渡しするというようなことを今、考えていただいております。

それでは、事務局から最後に何かございますか。

○宮川室長 特にございません。

○宮内議長 あとは何もございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。